

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表
(事業者ニーズの把握関係)

内閣府 規制改革推進室

2017年1月19日

目 次

I. 事業開始時の手続

- 01. 事業開始の許可・認可（いわゆる営業許可や認可（届出も含む））に係る手続・・・・・・・・・・1～2
- 02. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続・・・・・・・・・・2
- 04. 商業登記（会社設立登記）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 08. 社会保険に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

II. 事業継続・拡大時の手続

- 01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出等）・4～5
- 03. 施設の安全（消防等）に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7
- 04. 化学品等の安全管理に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 09. 道路、河川等の利用に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 10. 行政への入札・契約に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付・・・・・・・・・・10～11
- 12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付・・・・・・・・・・12～14
- 13. 社会保険に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～16
- 15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類（就労証明書、源泉徴収票等）の発行・・・・・・・・・・17
- 16. 従業員の労務管理に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～18
- 17. 調査・統計に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
- 18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～24
- 19. 土地利用に関する手続（都市計画、農地など）・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

Ⅱ．事業継続・拡大時の手続

20. 環境保全に関する手続（環境影響評価など）	25～26
21. 建物に関する手続（建築確認など）	27
24. 知的財産権の出願・審査に関する手続	27～28
25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	29～33
27. 全般に関する意見	34～36

- (注) 1. 11月～12月に内閣府ホームページにおいて実施した意見募集により提出された意見（計105件・136事項）について、事業者へのアンケートにおいて回答の選択肢とされた手続（事業開始時の手続(9)、事業継続・拡大時の手続(26)、事業終了・承継時の手続(9)）ごとに事務局が整理したもの（未定稿）。
2. 表中『No.』とは、第7回部会における整理表（資料3）における『No.』である。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

01.事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
7	書類作成の重複と起業時の手続きについて	現在、医療機関で新規事業に従事し、来年2月頃に起業を予定している者です。現業での手続きについては、書類の記入項目名がわかりづらく、内容相違があったりしました。
13	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、書類が多く、かつ内容が重複している。 ー同じ内容を書くケースが非常に多い。

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
62	書類作成の重複と起業時の手続きについて	同じ情報(基本情報)を何度も記入・申請しなければならなかったりしました。
66	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、紙ベースでの記入・提出の必要性を感じられない。 ー同じ内容が多い為、PCでの記入のほうが楽。
67	複数行政機関に跨がる手続	会社を興した後の開業届は、一箇所に提出したら、行政機関同士で連携して、申請者が何度も足を運ばないで済むようにしてほしい。例えば、県と市区町村に同じような開業届を提出するなどが、これに当たります。税務署関係の書類も似たような点があります。

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
83	書類作成の重複と起業時の手続きについて	手書きが前提であったり、社判が都度必要であったりと、手続きの簡略化、オンライン化はぜひお願いしたいです。
90	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、届け出先を1つにまとめていただきたい。 ー法務局や税務所など各所に行かなければならないので、1つに集約できるようにしていただきたい。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

01.事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続

⑫手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見内容
116	書類作成の重複と起業時の手続きについて	起業準備時については、エリアや内容が複雑で、また手続き、認定の過程もわかりづらいため、有償の代理服务に頼ろうかと思っております。民間のセミナーはたくさんあるのですが、もう少し情報提供の整理をいただるとありがたいです。

02.その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
31	資格取得の際の欠格事由の確認方法の簡素化	<p>資格取得の際、「登記されていないことの証明書」はもとより、市町村長が発行する「旧法による禁治産者又は心神耗弱を原因とする準禁治産者でないことの証明書」(以下「身分証明書」という。)を提出を求める事例が多数存在する。このことは、資格申請者にとって行政手続のコストを増大させるものであるので、次により見直しを検討されたい。</p> <p>1. 国家試験合格等に基づき付与する資格 成年被後見人又は被保佐人でないことについて自己申告に改め、「登記されていないことの証明書」「身分証明書」いずれの提出も不要とすべきである。</p> <p>2. 改正法施行時点で未成年者だった者に付与する資格 改正法施行時点で未成年者だった者、すなわち昭和55年4月2日生まれ以降の者については、旧法により禁治産・準禁治産の宣告を受けていないことが明白であり、住民票の写し等の提出により生年月日が確認できる場合は、「身分証明書」の提出を不要とすべきである。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

04.商業登記(会社設立登記)

⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見内容
131	外国人創業活動促進事業における土業の業際撤廃要望	<p>国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業において、会社を興す外国人の手続には次の手続を必要とする。</p> <p>①入管関係手続 ②会社定款認証、公証役場手続 ③会社法人登記手続</p> <p>これらの手続に不案内な外国人は、①と②の手続には代理人として行政書士に依頼する。③の登記手続は司法書士専管業務となっており、①と②を受託した行政書士は、登記手続を行うことはできない。創業活動とは、①から③の一環して行うことを意味する。外国人が手続区分けして行政書士、司法書士に手続業務を委託するのは煩雑でありほとんど不可能である。また、それぞれに報酬を支払う費用負担も馬鹿にならない。</p> <p>そのため、国家戦略特別区域創業関連を一環した手続として、行政書士が会社法人登記相談、登記申請書の作成について可能とするよう司法書士法の一部開放を要望する。なお、登記代理を要望するものではない。登記相談、登記申請書の作成が司法書士法により規制されているので、この部分のみ国家戦略特別区域内において規制撤廃を要望するもの。</p>

08.社会保険に関する手続

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
72	事業開始時の労働・社会保険成立届のワンストップ対応	<p>・事業開始時(創業時または事業所、支店等の設置時)は、必要な行政手続の情報が手元に十分でないことも多く、申請書類作成の負担が大きい。労働・社会保険に限らず、ワンストップで対応できるように要望する。</p> <p>・同じ厚生労働省管轄の、労働保険(労災保険、雇用保険)、社会保険(健康保険、厚生年金)や労働基準法、労働安全衛生法関係の手続きのワンストップ対応を望む。行政管轄の違いにより困難であれば、少なくとも事業開始時等の関係手続の概要を一元化した手順書(ハンドブック)等の提供を要望する。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
1	建設業変更届と労働保険について	<p>建設業の許可申請並びに変更届は提出内容によって細かく書式が決められており、建設業の機械据付業に登録している弊社としては、大変苦勞しています。</p> <p>建設業として認可を受けているため、元請、下請に公共工事か民間工事かの区別をして工事履歴書を作成する必要がありますが、元請工事は売上の7割まで列挙せよと行政指導がありました。数万円の修理でも元請に変わりはなく、売上件数は元請、下請含め2500件のデータについて、弊社は以前では500万円を基準に作成していましたが、今後は受け付けられないとのことでした。認可基準が500万円以上の工事を請け負ったものについてのみの報告で十分ではありませんか。</p>
19	中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	<p>【具体的内容】 医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を 選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行っている。また、ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課すことは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
38	医薬品医療機器等法に係る諸手続の合理化について	<p>【具体的内容】 都道府県ごとに異なる各種書式(医薬品医療機器等法第39条第1項の販売業許可の申請、同法第39条第6項の許可更新申請、同法第39条の3の販売業届出、法第40条の変更届出)・添付書類を統一化すること。統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。</p> <p>【提案理由】 同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。</p>

03. 施設の安全(消防等)に関する手続

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
42	施設の安全(消防等)に関する手続	消防法に基づく各自治体の火災予防条例(規則)に関する届出について、各自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ企業に負担が大きいため、書式・記載事項の統一を要望する。

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見内容
52	施設の安全(消防等)に関する手続	一貫した行政判断を要望する。誘導灯設置基準に則り、誘導灯を配置した際、担当官による判断の違いで是正工事が発生した。
53	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。同じ県内の消防本部によって添付書類や審査方法が大きく異なり、一部の消防では署内の審査に多くの日程がかかり、消防検査の日程が決まらず開店や操業の予定が間に合わないことが時々あり、客先からの信頼を失っています。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

03.施設の安全(消防等)に関する手続

⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見内容
57	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	<p>弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。</p> <p>消防設備の着工届出書について、消防法・同施行令また当該地域の火災予防条例等で添付書類が定められていますが、それ以上の書類の添付を求められ、添付しないと受け付けてもらえません。各設備でY市消防局の定める標準仕様書の添付、また自動火災報知設備では使用する機器の図面を添付しなければなりません。</p> <p>最小限の書類で審査する効率の良い消防もありますが、極端に必要以上の書類の添付を指導し、消防署内の審査期間も予防係員全員の判子がないと決裁できないとして、時間が非常にかかる効率が極めて悪い消防との差が大きいです。</p>

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
95	施設の安全(消防等)に関する手続	<p>手続の電子化を要望する。主に消防計画の作成について、内容に変更が生じた場合、現行法では内容を差し替え消防に提出という流れになっている。例えば分社化に伴う会社再編やオフィス移転に伴い、管理区域変更、防火管理者の変更等、頻繁に変更が生じるため、書類での提出が煩雑になっている。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

03.施設の安全(消防等)に関する手続

⑩申請を受理してもらえない

No.	事項名	意見内容
113	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	<p>弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。</p> <p>①小規模スプリンクラー設備で、末端の枝管の配管径路の変更を相談に行ったところ、損失計算が変わるので着工届出書を取り下げ、改めて提出するよう言われました。</p> <p>②小規模宿泊施設の消防法は都度改正され、施主や工事業者の負担が増えないような新技術の基準の採用が可能になってきています。無線式感知器で届出をしようとしたら、消防署より受信機のある従来型の自火報設備の設置を言われました。行政指導ということだったので、従わない旨を伝えると認められないと言われました。結果、無線式で設置することは任意設置の扱いとされ、着工設置の各届出を出すように指導されましたが、任意扱いとして検査済証を発行されませんでした。任意扱いならば届出を提出しないと伝えましたが、その場合は無届の設置に当たると言われました。担当者の資質もありますが、当該消防署で予防担当者の会議で取扱を決めて指導しているといっていますが、その会議の内容は公表されていません。</p> <p>③店舗の改修工事で、着工届を提出したら、提出前に事前協議が無かったとして、届出を受理してもらえませんでした。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

04. 化学品等の安全管理に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
22	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、記載方法・記載内容の明確化を要望する。

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
96	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、届出の電子化を要望する。

⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見内容
110	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、手続の時間短縮を要望する。

⑪ 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない

No.	事項名	意見内容
115	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、進捗状況の開示を要望する。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

05.生活用品、食品等の安全・表示に関する手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
16	電気製品 PSEマークについて	中国製防犯カメラの輸入販売を個人で計画しているが、日本で販売するにはACアダプターに電気用品安全法に従いPSEマークが必要な事が判った。しかし中国からPSEマーク付きの製品を輸入したとしても輸入者にはそれを担保する為、製造工場の品質保証&日本で60~70万円かかる製品検査をしなければならない責任がある。結果としてコスト負担がかかり中小企業には対応できない事になる。

③審査・判断基準が分かりにくい

No.	事項名	意見内容
48	電気用品安全法の整理	電気用品安全法が適用される電気用品の区分が、「その使用形態によって分けられるもの」「その構成要素によって分けられるもの」とが混在しているリストとなっており、市場に出てくる新種の商品について追いついていないのが現状だと思われます。製品を作る毎に、この製品が電安全のどの部分に該当するのか?との間に答えを出すのに結構手間がかかります。守るべき技術基準(省令別表8)が大変複雑な構造を持つ文章になってしまっているために、必要な事項の見落としがあるのではないかと不安に成りながら、何度も省令を見返す作業があります。この辺りの課題の整理と、マーケットに進化にあわせて将来出てくる製品も網羅できるような汎用性の高い法律と技術基準に作り替えて言って頂けると助かります。

09.道路、河川等の利用に関する手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
17	訪問看護における駐車許可証申請	管轄の警察署により、提出書類が異なり、対応される方によっても、言われる内容が異なり、その都度確認が必要である。緊急で訪問が始まる事もあるが、医師とは駐車許可証の取得方法が異なるので、煩雑である。もちろん、ある程度の規制は必要かとは思われますが、医師の車の様に、車1台につき、駐車許可証を取得できれば良いなとも思います。契約した利用者さん1件1件を申請するため、また期限も半年であるため、事務作業が大変です。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

10. 行政への入札・契約に関する手続

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
36	入札資格の共通化	各市町村毎に入札資格が必要とされています。共通した入札資格にさせていただき(ジャンル別でもいい)、更新期間がくるまで、1度の手続きでどこの自治体にも使える資格にさせていただきたい。
39	入札制度について	<p>【具体的内容】</p> <p>(1)地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。</p> <p>(2)国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。</p> <p>(2)独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。</p>

11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
5	国税の確定申告	法人税や所得税の適性な申告をしたいので、電話で問い合わせても、個別相談には応じてくれない。また、相続税の申告をしようと思い、税務署に行っても書き方を教えてくれない。書類はかなり煩雑で、税務職員自身が申告書をかけない人が多いのは非常に問題です。昔は、税務職員が申告書を親切に作ってくれました。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない

No.	事項名	意見内容
70	国税納付手続きの簡素化	会社分割に伴う各種届出などにおいて、申請後、審理中であるのか承認されたのか、進捗状況が分からない。事業所毎の自治体に設立届の提出が必要となるなど、作成の負担が大きい。同じ内容の届け出であっても自治体によって申請様式・書式が異なる。

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
97	国税納付手続きの簡素化	法人税の申告では、電子申告と紙による添付書類の提出が併存している(提出部数も多く、毎年段ボール3箱分の書類の提出を行っている)。また、規模のそれほど大きくない会社にとっては、電子申告と紙による申告で工数に差がない(電子申告の場合、内規の整備が必要となったり、電子署名の管理コストが生じる)。代表者や経理責任者の電子承認の付与に時間がかかる。

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容
106	電子申告システムにおける仕様の整合(e-TAXとeLTAX) (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	国税や地方税の申告・納税等のシステム(国税:e-Tax、地方税:eLTAX)において、双方で使用可能な文字が異なっている等、仕様の整合性が取れていない部分がある事から、システムの利用者にとって不便な面があったり、ソフトウェア開発者にとってはシステムによって仕様を変える必要がありコストがかかる、といった課題があります。国税:e-Taxと地方税:eLTAX間で、仕様の整合性を取って頂く事を希望致します。

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見内容
119	e-Taxにおける税制改正対応計画の情報公開	税制改正があった場合、e-Tax電子申告システムにおける対応計画(対象となる帳票、対応内容、時期等)について、税制改正後に速やかに公開される事を希望致します。電子申告の普及におきましては、ソフトウェア開発ベンダーによる対応も必要不可欠であると考えますが、上記情報の不足により、開発計画が組みにくい状況となっております。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
37	税金納付用紙	市民税、特別徴収で企業にて代行徴収となっています、用紙の統一を願いたい、各市町村でここまで違うかというくらいサイズが違う。全国統一すれば印刷コストも大幅に削減できると思われます。また、ネットも全国市町村統一入力支払サイトがあれば便利です。 又、法人税、消費税、何で全て用紙の大きさが違うのか良く分からない。
40	自動車税納付書式の統一化等について	【具体的内容】 各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図ること。 【提案理由】 自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。
43	国税納付手続きの簡素化	法人税、消費税の申告書作成の負担が大きい(特に法人税)。例えば、同じ代表者変更の届出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。一つの変更などの事象について、それぞれの自治体に対して申請が必要で手続きが煩雑。端数処理などの取扱いにおいて、自治体に裁量があり、対応が煩雑。

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない

No.	事項名	意見内容
68	納税窓口の1本化	事業者の確定申告時の申告先が、税務署、都道府県、市町村の三か所にまたがっており、各所に同様の異なる申告書を提出しなければなりません。申告者全員が3か所に提出するよりも、一か所で受付して、その後に三か所に分配の方が、考えるまでもなく、効率的です。
77	地方法人課税の申告・納付の手続き簡素化と本社での一括申告化	地方法人課税については、税目や課税標準が多様である上に、申告書類が多く、また、都道府県や市町村ごとに申告・納付を要することから、国内に広く事業展開している企業にとって、申告・納税に係る事務負担が大きい。このため、地方法人課税の申告・納付の手続きの簡素化を図るとともに、本社所在地で一括申告・納付を可能にすべきと考える。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
84	特別徴収 異動届を電子申告可能に	現在、住民税の特別徴収異動届は書面で提出しなければなりません。多くの中小企業はこの手続を税理士に依頼しています。税理士としては、届出書の作成後、電子申告で速やかに提出出来ることを望んでいます。書面提出ですと、作成(税理士)⇒提出(会社)と二度手間になります。

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容
103	年末調整でのeLTAX使用について	最近では殆どの企業が給与計算ソフトを使い給与計算をし、年末調整のデータを作成しているものと思います。弊社の使用しているソリマチの給与計算ソフトでもeLTAXに給与支払い報告書のデータを取り込むことが出来ます。しかしながら、各市町村へのデータ送信は市町村の件数分行わなければなりません。これを一括で各市町村に送信するようにならないでしょうか。税務署や市町村がeLTAXを強く薦めています。今のままでは、手書きとほとんど変わりません。メリット感があまりないと思います。なんとか一括送信できるようにして、業務効率UPを図れるようにしていただくと助かります。
106	電子申告システムにおける仕様の整合(e-TAXとeLTAX) (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	国税や地方税の申告・納税等のシステム(国税:e-Tax、地方税:eLTAX)において、双方で使用可能な文字が異なっている等、仕様の整合性が取れていない部分がある事から、システムの利用者にとって不便な面があったり、ソフトウェア開発者にとってはシステムによって仕様を変える必要がありコストがかかる、といった課題があります。国税:e-Taxと地方税:eLTAX間で、仕様の整合性を取って頂く事を希望致します。

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見内容
118	自動車税納付書式の統一化等について	<p>【具体的内容】 各都道府県の自動車税納付につき、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供(車体番号、使用者等)すること。</p> <p>【提案理由】 自動車税の納付方法も多岐にわたってきたが、データ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができ、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

⑬ 手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見内容
126	法人税の均等割について	2007年NPOの資格を得、過疎地有償運送にてNPOの乗合タクシーという何処にもないもの走らせました。1,000円の入会金払って助けを求める住民が、人口3,000人の地域に9年過ぎて500人に増え、22,000人の利用者を輸送しました。年中無休の運行が3千日を超えています。しかし、補助金も助成金もないばかりか市も県も生活に困る人は放置しながら、大人片道1000円(高校生以下半額)の低額・定額料金で運行するNPOから法人税の均等割(県民税年に22,000円・市民税年に50,000円)を払わないから補助事業にしないと助ける者までを放置しています。労働組合で得た学習の知識を基にしたモデル事業であり、営利が目的でもなく、偉くなろうとする者でもありません。年金ぐらしが家族と共に人助けに頑張っています。路線バスやめろというのではなく、赤字で人助けする者から使い方の出来ない税金取ろうとするのをやめさせてくれませんか？お願いします。

13. 社会保険に関する手続

⑭ 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
45	社会保険(雇用保険・年金関連)	自治体・担当官によらず手続に関する必要書類・書式・項目・見解を標準化し、統一することを要望する。これにより確認や手続を効率化することができる。また、各地域の年金事務所による手続ルールに差異があるため、統一することを要望する。

⑮ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
71	労災保険の給付請求手続	労災保険にて療養給付請求する際、病院用と薬局用と同じ内容の書類を作成することを不要とするよう要望する。たとえば、病院の処方箋にて労災扱いである旨を付記し、病院用の労災請求書写しを病院から薬局に交付することで対応するなど。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

13. 社会保険に関する手続

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
91	ハローワークの求人シートについて	ハローワークの求人(事業主の申し込み)について、高卒等も含まれますが、現在渡されるスキャナ読み取り型の厚紙に必要事項を記入して提出しています。ただ、入力内容がほぼ同じなのに毎回手書きなので、決まっているのならエクセルなどの書式をダウンロードして各自記入できるようにしてメール等で受け付けていただけるよう変更していただきたいです。もしくはネット上で記入できるようになると助かります。ただ、今後書式をダウンロードできるようになっても、今回の科研費申請のようにスキャナ読み込むためなのか、1マスに一文字入力するお馬鹿な”ネ申エクセル”は勘弁していただきたいと思います。

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容
104	電子申請が推奨されているが電子証明料が高額過ぎて利用できない	社会保険関係の届出で、何回か電子申請を試みましたが、使用させないのが目的かと思われるほど利用し辛い。
107	社会保険(雇用保険・年金関連)	電子申請手続を要請されているが、システムが複雑であり、工数がかかる。

⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見内容
111	社会保険(雇用保険・年金関連)	国民年金第3号をはずす処理が提出から完了まで2~3か月と長いため、短縮を要望する。国民年金第3号手続は年金事務所にて行われるが、その処理に時間がかかる一方で国民年金第1号の支払いの督促連絡等が市区町村よりなされてしまうため、従業員からの第3号手続の進捗確認など工数が発生する。

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見内容
120	社会保険(雇用保険・年金関連)	新しい政令について、官報内容が年金事務所へタイムリーに通達がないことを理由に、年金事務所から各事業所への通知(HP上への情報更新)がされず、給与処理に影響が出ることがあるため(子ども・子育て拠出金)、改善を要望する。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

13. 社会保険に関する手続

⑬ 手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見内容
122	建設業変更届と労働保険について	労働保険は企業の決算月に関係なく、国の事業年度での報告を義務付けています。また、当社で作った機器をお客様の所に据え付けているだけで、機械据付業とは認められず、同分類の建設業に分類され労働保険を算出されています。極めて理不尽です。現状製造業としての労働保険と建設業としての労働保険の2種類を負担していますが、当然製造業と建設業では保険料率が異なり、従業員は全て製造業で算出し、建設業部分は会社の持ち出しとなっています。

⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見内容
129	介護職員初任者研修実施要項	研修事業の講師について、一人の講師が担当できる科目の数が6科目以内となり、一人の講師が受け持つ時間が少なくなり、少時間多人数の講師人数をそろえるのに、雇用の面において難しくなっている。また担当講師以外に補助講師(受講生13人以上24人以下の場合)1名を配置することになり、収支が赤字になるため、現実的には生徒人数を12人以下としている。
130	社会保険労務士業との業際整理	社会保険労務士あるいは、社会保険労務士法人でない者でも、同一資本企業グループ(100%子会社)内に限り、第2条に掲げる事務を業として行えるよう要望する。社会保険関連業務は社会保険労務士法により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務を同一のベンダーに委託すると、当該ベンダーが給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類(就労証明書、源泉徴収票等)の発行

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
25	従業員からの請求に基づく証明書類の発行	海外赴任者が市区町村へ提出する幼稚園・保育園の入園のために給与証明書の発行を求められる際、記載する給与額が「税込み」となっているが、「税抜き」で海外の給与を設定して赴任国で課税されている赴任者にとっては「税込み」の金額の計算は不可能(赴任国によって税率が違うので、赴任国の税金を加算しても国内勤務者とは違うものになる)。この点、市町村窓口対応含め改善を要望する。

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
44	市区町村で使用している社会保険関連の手続(保育園申請)	自治体・担当官によらず手続に関する必要書類・書式・項目・見解などを標準化し、統一することを要望する。これにより不要な確認や手続を抑制できる。

16. 従業員の労務管理に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
24	労災保険の給付請求手続	労災保険給付請求書(労災申請書)の書類入手について、一部の書類はWebよりPDFでダウンロードできるが、全書類を対象とすることを要望する。また、ダウンロードできる書式がPDFであるため、PC入力に適さない。PC入力でも書類作成できるよう要望する。
26	従業員の労務管理に関する手続	労災保険第3種特別加入(海外赴任者)の手続で、個人名での申請が煩雑であり、海外赴任者が多数いる場合は書類作成に膨大な時間を要するため以下の改善を要望する。具体的には、書類作成を社内でシステム化を検討したものの、様式第34号の12は変更・新規加入・異動・脱退が1枚の書式になっており、それぞれ数名ずつしか書けないため別紙を添付している。また、別紙もエクセル形式のリストは利用不可能で、様式第34号の12に類似した労働局指定のフォーマットでなければ受け付けられないなど対応が困難である。たとえば、別紙が簡単なエクセル形式のリストで提出可能になれば企業側の工数が削減される。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

16. 従業員の労務管理に関する手続

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
71	労災保険の給付請求手続	労災保険にて療養給付請求する際、病院用と薬局用に同じ内容の書類を作成することを不要とするよう要望する。たとえば、病院の処方箋にて労災扱いである旨を付記し、病院用の労災請求書写しを病院から薬局に交付することで対応するなど。

17. 調査・統計に対する協力

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
28	下請事業者との取引に関する調査手続	<ul style="list-style-type: none"> ・前年からの設問の変更点を明示することを要望する(下請法調査事務局へ問い合わせをしたが対応されず)。変更点が把握できていると調査を効率良く進めることができるため。 ・対象取引の対象期間を年度にすることを要望する。 ・書面調査時のカバーレターの省略、【企業番号】の活用、変更点のみ記載とすることを要望する ・回答選択肢は最小限の分かりやすい表現とすることを要望する。 ・下請事業者一覧は【法人番号】を記入することを要望する。 ・回答票等のエクセルフォーマットの不具合の改善を要望する。

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
65	重複する内容のアンケート	重複する調査内容のアンケートを立て続けに違う省庁から送られてきます。特に電気料の使用状況などのエネルギー関連で、例えば9月に経済産業省から送られてきたのに、10月に環境省から送られてくるなど、内容を見ても様式が違うだけで知りたい数値は一緒だったりします。大変申し訳ないと思いつつ、経産省には提出したが環境省には提出しなかったりと言うことがあります。こちらも大変手間のかかる作業ですので、内容をすり合わせて一括でアンケートを頂ければ、回答率も上がるのではないのでしょうか。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

17.調査・統計に対する協力

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
98	下請事業者との取引に関する調査手続	電子ファイルでの提出を可能とすること要望する。
101	税務署・地公体他からの預貯金取引情報調査照会の電子化について	<p>公的機関(以降「照会機関」と称す)から金融機関に対し財産に関する帳簿書類(取引履歴、印鑑票、本人確認書類、担保証明書等。以降「預貯金取引情報」と称す)の調査照会が依頼される(以降「預金調査」と称す)。</p> <p>ほとんどの照会機関は調査対象者が所在する地域に拠点を置く全金融機関に一律に書面による預金調査を依頼する。主な調査事項は口座の有無や残高等共通しているにも拘らず、独自様式の書面での依頼の為、金融機関では照会機関毎に仕分けし取り扱う必要がある。金融機関における処理件数は膨大でかつ 書面調査の為、手作業に頼らざるを得ないので相当な人員の投入となり負担が大きい。</p> <p>については、預金調査を書面から預貯金取引情報の電子データでのやり取りに変えることで、照会機関及び金融機関の管理負荷や人員等の費用負担の大幅な低減が実現されるだけでなく、個人情報漏洩リスク等の対処となる。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
21	犯罪収益移転防止法の本人確認書類について	<p>【具体的内容】 犯罪収益移転防止法に基づく法人の本人確認書類として、顧客が取得した登記情報提供サービスによるデータを含めること。</p> <p>【提案理由】・法人の本人確認書類として、登記事項証明書または印鑑証明書の原本が必要となるが、これを用意するために、顧客の担当者が法務局に出向いて取得するか、オンライン申請により取得する必要があり、顧客に負担を強いている。電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「登記情報提供サービス」を顧客が契約している場合に、当該顧客が取得した登記情報を本人確認書類として用いることができれば、上記の負担が軽減される。</p>
23	電子証明書の発行手続きの簡素化	税金電子申告などにおいて、専用申請書を用い電子証明書発行申請を行う必要があるが、代表者変更時改印届の書式で電子証明書発行申請を兼ねる等、手続簡素化を要望する。
27	分社化や合併に伴うグループ企業間転籍時等のマイナンバー再取得の見直し	転籍等事由を特定個人情報の提供制限の例外とすること要望する。転籍等におけるグループ企業間の事務重複を廃し、労働契約承継法によらない事業譲渡を提供制限の例外とすること要望する。内閣官房社会保障改革担当室管轄の行政手続における特定個人を識別するための番号利用に関する法律第19条、第20条について、転籍・出向等により異動が行われた場合、異動先企業が改めて本人確認(番号確認・身元確認)を行う必要があり、グループ企業間で通知カードの確認等の事務重複が発生する。また、労働契約承継法によらない事業譲渡による転籍を実施する場合、提供の制限例外に当たらず、大量の事務が発生する。
30	薬局における処方せん疑義照会について	<p>現在、薬局において処方せんを受け付けた際、下記の内容については発行した医師に疑義照会が必要とされていますが、薬剤師の判断で変更できるようにしてほしい(すべて患者の希望や同意を得ての対応です)。変更後は医療機関に対し、情報提供は行うものとします。</p> <p>1) 後発品銘柄指定処方先発品に変更、2) 外用薬の規格の変更、3) 内用薬の規格の変更、4) 残薬の調整、5) 剤型の変更(成分、用量は同一とする)</p> <p>薬物治療上、きわめて軽微な変更を行う場合、これらの問い合わせに費やす手間、時間は薬局、処方せん発行の医療機関、医師にとっても膨大なものになっています。また、発行した医師が不在の場合や、医療機関の診察時間外の場合には、照会ができず、患者に薬を渡せない事態になっています。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
34	運輸支局毎に異なる自動車の封印の表記を全国統一表記にする。	現在の自動車登録の制度下では、ユーザーは使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、支局毎に定められた表示の封印(道路運送車両法施行規則第8条)をしなければならず、一部の手続を除いて、使用の本拠の位置が変更されるたびに、管轄の運輸支局まで自動車を持ち込んで封印する必要があり、多大な負担が生じる。このコストがユーザーに転嫁され、最終的にはユーザー負担増の一因となっており、封印制度を大幅に見直して緩和することが必要である。
41	戸籍謄本・住民票の取得方法の統一	相続手続きの事務負担軽減のため、戸籍謄本・住民票の取得方法を統一する。 【内容・理由】 ・銀行は、債務者の相続人が不明な場合、戸籍謄本・住民票により相続人調査を行うが、これらの取得方法が市町村により区々であるため、手続きが煩雑である。 ・申請書の様式や申請書に必要な印(営業店の担当者、支店長、本部長などのレベルの印が必要か)、添付書類(金銭消費貸借契約の写し、支店長の依頼状等)が統一できれば、相続手続きの事務負担軽減につながる。

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容
69	発電機設置に関する届出	届出の効率化・窓口のワンストップ化を要望する。関係法令が異なるため複数の届出が必要であるが、殆ど同様の書類(図面)を其々の書式に記載し、下記窓口すべてに提出の必要があるため。 ・工事計画届出(国) ・河川法届出(県) ・工場立地法届出(市) ・土地区画形質変更等届出(市) ・発電設備設置届出(市) ・少量危険物貯蔵取扱届出(市) ・消防用設備等設置届出(市)
73	省エネ法に関連した届出	国と市に対して重複して提出しているが、行政手続を統一することを要望する。
75	複数市町村での認定農業者資格の手続きの簡素化について	認定農業者資格を複数の市町村に跨って取得する場合、それぞれの市町村で手続きをしなければならず、途中報告や認定の更新時等も複数回手続きが必要になる。市町村間で連携を取るなど、一度の手続きで済むようにしてほしい。
76	複数地域での農地所有適格法人の報告手続きの簡素化	複数の市町村に跨って農地を所有している法人は、農地所有適格法人の要件の確認や報告手続きを複数回行う必要がある。市町村間で連携を取るなどして一度の手続きで済むよう簡素化してほしい。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要はない

No.	事項名	意見内容
78	ランプパスの申請・返却窓口の一本化	空港勤務者用ランプパスの手続きについて、空港によってはパス本体と保安用シールそれぞれについて異なる部署に申請しなくてはならない。手続きの簡素化のため、すべての空港において窓口の一本化をお願いしたい。 【理由・補足】 パス本体は制限区域に関すること、保安用シールは保安区域に関することと、それぞれの目的が異なるため、基づく規程が異なっている。ただし、空港によっては申請窓口を一本化しているところもあり、全国共通の手続きをお願いしたい。
79	民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化	民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律については、現状、国土交通省管轄の航空法だけでなく、受託整備においては経済産業省管轄の航空機製造事業法の摘要も受ける必要があるため、航空法への一本化をお願いしたい。 【理由・補足】 2つの法律があるため、修理方法や設備をはじめとする各種の認可項目に重複が多く、二重の認可を受けざるを得ない状況が発生している。航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外とするなど、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しの検討をお願いしたい。

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
88	e-Govの有効性	航空局へe-Govを使い申請書類などを提出しております。その中で許可証が返送されるものに関し、「切手を郵送してくれ」と言われます。 ルールとして「許可証の原本を郵送する」となっていることは理解できます。しかしe-Govのようにマイナンバーカードを使っているものに関して原本の物理的郵送にどれほどの意味があるのでしょうか。提出書類の原本は電子申請で許可証の発行は紙媒体であり、切手の郵送だけを求められるのであれば電子申請を使わず、最初から申請書すべて郵送するのと何も変わりません。許可証の電子発行が不可である根拠は何でしょうか。
89	各種証明書の発行及び取得について	様々な手続をするにあたって個人、法人問わず印鑑証明、住民票などを取得しに法務局、市役所などに都度足を運ばないといけない。マイナンバーカード及び印鑑証明カードなどに電磁記録し役所に出向くことなく、カードを提示することによってとか、ネットから出力できるようにならないか。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
94	市の体育施設の予約手続きなどがネットでできない	スポーツ少年団のテニスクラブで指導者をしておりますが、テニスコートの予約手続きがいまだに紙ベースで支払いも現金前払いです。近隣の市町村は予約手続きなどはネット上で行うことができるのに、オンライン化する予算がないことを理由に一向に導入する気配がありません。体育施設の予約システムは汎用的なものを作ってしまうとこの市町村でも安価で利用可能だと思います。
99	パスポート申請について	偽装申請等を防ぐために必要な現行の申請フローは継続しながらも、申請書作成の電子化など、申請者の利便性向上を要望する。
100	医薬品医療機器総合機構の助言制度の受付	厚生労働省の管轄業務において、私ども機器メーカーが今後展開予定の医療機器について相談できる、医薬品医療機器総合機構(PMDA)への対面助言制度がある。この制度を活用しようとする場合、現状では、問合せ受付はFAXのみとなっている。FAXの場合、誤送信の可能性があるなど効率的でない。FAXではなく、電子メールによる総合受付が設定されていれば、相談の効率化が図れる、と想定される。

⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見内容
108	個人番号カード交付の迅速化	現状、個人番号カードの交付にはかなりの日数を要しますので、交付を申請してから電子手続が可能になるまでの期間が長引き、e-Japan構想の下で、手続の簡素化の観点から改善が必要と思われる。電子証明書として使用できる個人番号カードが迅速に交付されないため、費用のかかる民間会社の電子証明書を使用せざるを得ない場合もある。
112	APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)の申請	申請窓口の業務負荷が高いと思われ、国内審査に要する時間が長い。特に申請数が多いと思われる時期には3か月以上かかることもある。国内審査後に対象国の承認審査と続くため、申請書提出からABTCの受領まで7～8ヶ月近く要することも多い。このため、パスポートの更新後などはABTCを継続して使用できない期間が長く続くことになる。国内審査に要する期間(3か月)が国際取極であれば本調査の対象外であるが、そうでないとなれば、国内審査期間がその効果を減じていることの改善を要望する。

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見内容
121	外国籍の日本査証手続	東京入国管理局の担当窓口への連絡がつながりにくく回答を得にくいとため、専門部署となる問合せ窓口の電話保留時間の短縮、FAXの併用などの改善を要望する。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

II. 事業継続・拡大時の手続

18.上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見内容
125	電子申請が推奨されているが電子証明料が高額過ぎて利用できない	20人ほどの従業員規模の会社にとって年1万円近い電子証明料はコストに合わない。個人カードの使用を考えるべき。

⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見内容
127	寝台バスを解禁し、国内長距離旅行を低価格で促進する	<p>【提案】大型バス車両を用いた寝台バスを解禁する。</p> <p>【理由】①所得格差拡大により、新幹線利用が難しい階層が増加。②低価格航空券は、必ずしも都合よく手に入りにくい。空港に行くこと自体面倒。③寝台バスなら、バスセンターや駅同士を直接結べるし目的地に直接行ける。④交通費、ホテル代など旅費を節減でき、幅広く利用できる。⑤現行の夜行バスより、乗客の疲れが少ないし、運賃も現行3列シート車並みに設定可能。</p> <p>【私の意見】寝台バスが危険という理由で禁止されているのはおかしい。高速走行で補助席利用のほうがよほど危険性が高いはず。時速300Kmの新幹線でシートベルト着用を義務付けず、立ち席を容認しているほうが、よほど危険であり、寝台バスを禁止する現行法は、交通安全上の正当性がない。</p>
128	自治体議会陳情要件の緩和(他自治体住民による陳情の受理要望)	<p>請願は、請願先の自治体在住以外の住民も請願が出来るが、要件として議員紹介が必要としている。しかし、当該自治体住民でない他自治体住民による、紹介議員としての当該自治体紹介議員の確保は、時間的にも、調整業務量も大変な事である。このため、進んだ自治体議会では、議員紹介がなくとも、請願の趣旨と同じ効果を与える陳情制度を設けている。恐らく、国が行政指導で陳情制度の設置を指導したものと思われる。</p> <p>しかし、この陳情にあたって、請願では認めている、当該自治体住民以外の住民による陳情を認めていない自治体が未だ、ある。法に決められていない陳情であるから、これは、憲法、地方自治法に違反しないが、折角の陳情制度を設けた意味が無いに等しい。何故、陳情を請願と違って、地元住民に絞るのか、理由を求めても当該議会事務局は、説明できないでいる。これは、事務業務量の増大、面倒ささからか、請願、陳情の受付を極力避け、請願・陳情を要望書に切り替えさせようとする自治体議会事務局が多いことから、それが具現化し現れたと考える。国は、合理的理由が無い限り、陳情の場合にあつては、地元住民以外の住民にも、陳情を認めるよう、行政指導をしてほしい。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

19.土地利用に関する手続(都市計画、農地など)

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
32	農地所有者が故人の場合の農地の賃貸借・購入手続きの簡素化	農地の賃貸借や売買を行う場合、農地所有者が数世代前の人物の場合、利権者が数十人となる場合もあり、全ての人に承認を得る手続きが非常に煩雑。また、利権者が誰なのか分からない場合もある。そのような農地の賃貸借や売買を行う場合、短期間で簡易的に手続きが出来るようにしてほしい。

20.環境保全に関する手続(環境影響評価など)

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
29	廃棄物処理に関する手続	廃棄物の事前協議に関する手続について事前協議申請書への捺印の省略を要望する。
33	優良産廃処理業者認定制度に関して	産業廃棄物収集運搬業および処分業の通常の許可期間は5年間であるが、優良産廃処理業者の認定を受ければこれが7年間となり、事務手続きの軽減が謳われている。 しかし、優良認定を受けるにはインターネット上において一定の情報を公開し、更に一定の頻度で更新を行うことが条件となっており、さらに許可申請の際に本公開履歴の内容を全て申請書類に添付する必要がある。この添付書類の量について、許可期間である7年分の公開情報を書面として印刷すると通常の許可申請では考えられないほどの膨大な書類量となる(更新頻度に依るが、通常の許可申請書の2~20倍以上。自治体担当者談より、ダンボールに書類を詰め込んで申請しに来た業者もいたとのこと)。よって、通常の許可申請と比較して作成に時間を要し、さらに同書類を自治体側にて全てチェックすることは相当の負担を強いるため、2年間の許可延長の特例に対してメリットを感じられない。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

20.環境保全に関する手続(環境影響評価など)

②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
46	廃棄物処理に関する手続	産業廃棄物管理票交付等状況の報告に関する手続について、地方行政ごとに報告用フォーマットが異なるため、簡略化した形で統一することを要望する。
47	産業廃棄物収集運搬業許可申請の効率化について	産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、自治体によって提出を求められる書類および提出様式が異なるため、事務手続きにおいて非効率である(各ホームページ公開の様式・手引きは説明が不十分、様式の更新履歴が残されていない等のケースがあり、都度確認を要する)。したがって、許可申請様式の統一化を求めたい。 さらに、事務手続きの改善手段の一つとして、収集運搬業許可を全国運用化してはどうか。収集運搬業の許可申請は原則として書類審査のみで許可が下りており、複数の自治体が同様の審査をそれぞれ行う必要性は薄い。事前に事業範囲を申請する等の措置は必要と思われるが、一つの自治体による許可で全国運用することができれば事務手続きの簡略化が期待できる。

⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見内容
56	特定施設について種類及び能力毎の変更届出書について	手続きの標準化を要望する。規定以外の書類提出を求められる。コンプレッサー設置に伴い、規定書類を提出する際、別途、根拠資料の提出が発生した。

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容
105	産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて	【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3連休(土・日・祝日)の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。 【提案理由】 廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3)とされている。「産業廃棄物の排出事業場が本社等から離れた場合は、速やかに電子マニフェストに登録できないこと」を想定して登録期限が「3日以内」とされているが、産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、3連休(土・日・祝日)がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

21.建物に関する手続(建築確認など)

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出しななければならない

No.	事項名	意見内容
63	建築確認申請における開発許可等の証明書添付について	建築確認申請において、開発許可を受けた団地等の場合、許可証の添付を求められます。新設の団地の場合、不動産業者も土地買主も判明しているため、準備は容易ですが、既存団地で土地所有者が何人も替わっている場合、許可証が所在不明になっていることが多く、その場合は行政窓口において許可証と検査済証の写しを受取り、建築確認窓口への提出をするのですが、その為に役所まで足を運ぶこととなります。建築確認に限らず、行政への申請等の手続において、せめて庁舎内の部署同士の連絡や確認で解決できる事柄に関しては、行政内で処理して頂けるようにして頂きたいです。

24.知的財産権の出願・審査に関する手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
2	特許行政手続における料金の減免申請の簡素化	中小企業や個人向けの料金の減免制度は、その制度説明を分かりやすくし、適用基準の緩和、申請に必要な書類の簡素化を図り、より利用し易くして頂きたい。
3	審査と審判における拒絶理由通知への応答期間延長の統一化	特許法条約(PLT)加入に伴う特許法の改正(平成28年4月施行)により、審査における拒絶理由通知への応答期間延長は、国内居住者には例えば2ヶ月が認められるうえ延長理由も不要である。これに対し、審判でのそれは従前と同様に一定の条件下で1ヶ月であり、この延長期間では足りないときには再延長手続が必要となる。手続者からすれば、審査も審判も拒絶理由通知への応答は同列であり、応答期間や延長理由の扱いが異なるのは混乱を招くおそれがあることから、手続の簡素化の観点から、特許庁の審査における拒絶理由通知への応答期間延長と審判における拒絶理由通知への応答期間延長を一致させて頂きたい。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

24.知的財産権の出願・審査に関する手続

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
80	特許権の存続期間延長登録手続のオンライン化と資料のデータ提出	例えば医薬の分野で行われている特許権の存続期間延長登録手続はオンラインでの提出を可能にして頂き、その際に提出の必要な添付資料は、例えば500頁と膨大になりやすいので、併せて電子データでの提出を可能にして頂きたい。
81	権利移転、表示変更申請のオンライン化とリアルタイム閲覧の実現	特許権等の登録原簿への手続は、不動産登記等の一般登記手続に類似の手順であって書面で行われており、手続の簡素化の観点から、オンライン手続を望む意見が多く寄せられている。特許権等の移転登録申請および登録原簿の表示変更申請のオンライン化と、登録事項のリアルタイム閲覧を実現して頂きたい。
82	特許行政手続におけるオンライン手続書類の拡大	オンライン出願手続で提出可能な手続書類は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(いわゆる特例法)で規定されているが、手続の簡素化の観点から、オンライン手続可能な書類の拡大を望む意見が多く寄せられている。例えば、異議申立、無効審判、訂正審判、新規性喪失の例外証明書、料金軽減申請書、代理人受任届、代理人選任届その他がある。さらに、印鑑の必要な委任状や証明書等も電子データにしてオンラインでの提出が可能になれば、原本を提出する使用者側の負担が軽減される。

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容
102	Webブラウザによる特許庁への電子手続の実現	現行のインターネット出願ソフトは優れていて諸外国の評判もよいが、精緻過ぎるし、OSに依存するので、OSのバージョンアップ時の利用者側負担も大きい。国際事務局(WIPO)への電子手続(e-PCT)のように、Webブラウザによる電子手続であれば、OSに依存せず、利用者側の負担も軽減される。例えば料金の納付書、出願書類の閲覧といった容量の少ない一部の手続では実現可能ではないかと考える。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

25.補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
8	補助事業など書類手続きや業務の効率化による生産性の向上	<p>【補助事業運営時】</p> <p>ある程度は仕方ないにせよ、事業運営時に求められる書類が多く、煩雑であることから、事業の成果を出すことより、事業の運営(書類作成や管理)に捉われることがある。これらの書類の軽減や業務の軽減が図れば、結果事業の成果を生み出すことに、より注力できる。</p> <p>具体的には市町村や県の担当者が国の監査に過敏になり、本来ならば理由づけがあれば不要な合見積の手配も、「それをとっておくことが、何か指摘されたときに楽だから」といった理由で、合見積の提出を求めたりするといったことである。</p>
10	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	<p>補助金等の申請時に、郵送でのみ受け付けるケースでは、書類作成の時間が膨大なものになり、その負担も大きいです。自分一人の零細企業なので、それらの負担は大きく、本来の業務に支障をきたします。それでも申請が採択されれば良いですが、不採択の場合、手続きにかかった費用は全て捨てたことと同じになるので、その損失は小さくありません。</p>
12	厚生労働省の建設労働者確保育成助成金について	<p>建設労働者確保育成助成金(技能実習コース・経費助成賃金助成)について。平成27年度から導入された計画書提出は問題ないのですが、その後の計画書の変更届が厳格過ぎて、企業にとって負担に感じています。3日間の訓練で最後の日程が2、3日延期する場合(申込者多数など登録教習機関の都合により)も変更届を出さないと経費助成が全額不支給になることは、会社と行政の審査にとっても負担になっていると感じますので、訓練期間の都合により訓練期間の変更になった場合は除くと規定していただきたいです。</p>
14	現場に即した改善を	<p>行政関連に提出する書類全般に言えることだが、A4片面印刷にこだわるのは経費の上でも大きな無駄だと考える。補助金などの公募と締め切りのタイミングが重なることが多く、作成者、支援機関、審査機関それぞれに大きな負担が起きていると考える。そのせいで補助金が有効に使えないケースも。</p> <p>印刷ミスによる文字切れなどに関してのやり直しが厳しすぎる。ギリギリ見える範囲であればそのままでよしとするなど柔軟な対応こそ経費削減につながる。厳密に審査する必要があるのは分かるが、提出を要する書類の量が何に関しても多すぎる。また書式も複雑なものも多く、作成の手間、提出の手間が多い。その割に説明書きは簡略化されており、いちいち問い合わせないと分からない部分が多い。</p> <p>企業の活性化のための補助金において、収益納付は矛盾した考え方だと思う。例として、試作したものをある一定の価格で販売した場合の消費者の反応を見るなどの試験販売が全くできないでは、補助金の目的からずれてしまうと考える。</p>

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容
15	助成金等の申請手続きの煩雑さ	近年、ベンチャー育成のための助成金を多く設定していただいています。これはとても有り難いことですが、その申請手続きが、紙ベースであることがまだまだ多く、しかも、内容についても、細かい部分の精度を要求される場合が多いのが実態です。厳密な手続きという観点からは、それで仕方がないのかもしれませんが、人材が不足しているベンチャー企業にとっては、そうした申請文書を書く経験も不足しており、その作成にかなりの時間を取られるというのが実情です。民間のプログラムですと、まずプレゼンでコンセプトの可能性を図り、そこで選抜された会社について諸手続きを行っていく感じになっています。そうしていただくと、もっと助成金の申請がしやすくなる(→ベンチャーの育成につながる)と思います。
20	補助金制度の改善について(運用等)	<p>【具体的内容】 補助金事業について、振込受付書の提出義務の免除及び書類の簡素化に関する改善を行うこと。</p> <p>【提案理由】 ・補助金事業において、設備代金の支払いが確認できる「証憑」(振込金受取書等:写し可)が求められるが、リース会社においては、年間数十万件の支払いを行っており、個別の振込ではなくデータ転送による総合振込が基本形態となっている。個別の振込は監査やコンプライアンス上の観点より回避したい方法である。また、総合振込の振込受付書は会計監査の必要書類であり、補助金実施団体等に提出することができず、写しであっても、個人情報取扱の観点からも取扱には制限がある。 なお、個別の振込受付書の提出が困難な場合に、代替書類として金融機関の捺印がある「取引証明」が認められるケースもあるが、金融機関によっては「取引証明」を発行しない場合がある。 ・補助金事業によっては、大量の申請書類及び添付書類が必要となる場合がある(大型ファイル1冊分となる補助金事業もある)。特に、中小企業のユーザーにおいては、人的資源の制約から、補助金申請書類の作成に過度な負担が生じており、できる限りの書類の簡素化が求められる。</p>

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容
35	補助事業など書類手続きや業務の効率化による生産性の向上	<p>【補助事業公募・申請時】</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請時の書式フォーマットをエクセルに統一するだけで、レイアウトの手間が省け、作業効率があがる。 書式フォーマットを全国統一化はもちろん、一度エディトリアルデザイナーなどの手で、公募される電子データのレイアウトをしっかりと作成されることで、資料の読みやすさや作成のしやすさなどが劇的に変わると思う。 申請書同様に公募要項などの表記も全国でフォーマットを統一し、公募されている事業内容が分かり易く伝わる工夫をすることで、事業申請側の理解度も変わる。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

II. 事業継続・拡大時の手続

25.補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

③審査・判断基準が分かりにくい

No.	事項名	意見内容
49	私立学校助成金(一般補助金)について	私立高等学校に対する私学助成は法律及び関係役所のご理解と手厚い予算措置により年々増額されてきました。問題はその用途です。県内の私学を見ると、人件費を県職員並みにして生徒に還元している私学と人件費に大半を充当している高校もあります。私学助成は公的資金の投入であり返済不要の補助金です。自分が思うのは、用途、特に人件費に充当する場合は規制・基準が必要だと思うのです。減額も必要ではないでしょうか。また、生徒に対する還元など公私の格差を具体的に見えるよう数値化したり、補助金を決める第三者機関を設置して公表したり、官公庁のように人件費や執行予算の状況をホームページで公開する私学に補助金を手厚く配分するなど、規制緩和の措置も必要ではないでしょうか。
50	補助金制度の改善について(運用等)	【具体的内容】 補助金事業について、補助金審査基準の明確化に関する改善を行うこと。 【提案理由】 近年、各種補助金の採択率が低下し、補助金の申請を行っても採択されないケースが増加している。一方で、補助金申請のために、ユーザー及びリース会社ともに、多大な労力とコストが生じている。補助金の審査基準の明確化または主要な採択基準が開示されることにより、申請に伴う多大な労力とコストが軽減される。

④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見内容
54	Z労働局 職業安定部 助成金センターに対する助成金申請業務	I. 助成金支給申請時、各々窓口担当者により慇懃される内容が異なることが非常に多い。提出書類の付け足し等、些末な事であれば甘受できるが、その範囲を超えている。 II. 会計監査 先日の助成金会計監査の際には(助成金対象従業員のみでなく)全従業員の履歴書原本提出を突如求められ、2週間経過した本日もなお返却がなされず、業務に支障をきたしている。また、当センターはH28.1に他事業所が提出した文書を紛失したことがあり、当社も同じ憂き目にあわないか真剣に心配している。

⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見内容
55	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応で、直接支給要件にかかわらないような書類の提出を求めてくる。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

25.補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない

No.	事項名	意見内容
59	納税証明書の添付について	補助金の申請において、納税証明書の添付を求められることがあります。例えば、県に対して申請する場合に、国税や市町村民税の証明を求められることは理解できますが、県税についてまで提出の必要があることは改善の余地があると思います。なお、このような状況は、国、地方自治体問わずに存在します。提出書類を提出先で紙媒体で取得する無駄を合理化することで、事業者はもちろん、行政においても効率化が図れると思います。
74	地域に行政機関が複数存在するため同じ手続きが複数回必要	国、県、市町村及びそれら出先機関が地域に複数存在し、行政事務が重複している。例えば、補助金申請をする場合、同じ書類を事業実施主体・市・県・県振興局・農政局の5カ所に提出する必要があるため5部整理する必要があり手間がかかる。

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容
85	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	補助金等の申請は、登記簿や印鑑証明は法務局からPDFで安価に取り寄せられるようにして、手続きも全てネットでできるようにして頂きたいです。
86	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応が悪い、遅い。具体的には以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請時、窓口でかなり待たされる。 ・申請時、担当者が誘導尋問のようなことを行い、支給要件を満たさない方に誘導していく。 ・助成金センターの非常勤の社労士等の態度がでかい。 ・申請から受給までの期間が長すぎる。 電子申請にしたほうが良い。非常勤の社労士等は不要、人件費の無駄。
92	補助金制度の改善について(運用等)	【具体的内容】 補助金事業について、書類の電子化に関する改善を行うこと。 【提案理由】 一部の補助金事業では専用のWEBサイトにより各種報告等が電子化されており、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務が合理化されている。補助金事業において、各種報告等の電子化を促進することで、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務負担が合理化できる。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

25.補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

⑨手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見内容
109	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応で、申請から受給までの期間が長すぎる。

⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない

No.	事項名	意見内容
114	キャリア形成促進助成金	キャリア形成促進助成金を請求後、電話連絡などで不備を指摘されますが、何次も審査があるらしく、同じことで連絡があったり、途中で止まっていたりして、請求後半年以上かかるケースがあります。途中で止まっている場合は、こちらから問い合わせしないと、次に進みません。何次もある審査を少し簡素化するか、支払日数を1~3ヶ月以内などコミットして、支払うようにした方が良いと思います。助成金は慎重な精査が必要だと思いましたが、ただただやっていると、効率的に仕事できませんし、決算が狂ってくる可能性があります。

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見内容
123	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	補助金等の申請時に、法人登記簿と印鑑証明の原本提出を求められ、その費用(合計1050円)と取得にかかる諸経費(人件費や法務局への交通費)が会社の大きな負担になっています。また、不採択だった場合は、申請に要した経費を返還して頂きたいです。
124	児童医療給付金手続きについて	我が県では、児童の医療費無償化をうたい「福祉医療費受給者証」を発行している。無償と言っておきながら、実際には医療機関ごと500円の自己負担を求められている。例えば風邪をひき、A病院にかかり2000円、B薬局で1500円払ったとすると、A病院分の1500円とB薬局での1000円が後日還付されるという仕組み(500円未満の場合は給付無し)のだが、子供が3人居れば3通の支払い通知書が送られ、それぞれ分が別々に振り込まれてくる始末です。医療機関窓口で「受給者証」と「保険証」で確認が取れれば、個人負担金500円を払うようにすれば、後日の別々に振り込まれる還付金の振込料、振込み通知書の送付等の無駄な経費が削減できるはずです。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

27.全般に関する意見

No.	事項名	意見内容
4	発信主義の対象となる郵便物の拡大	行政庁へ提出する書類の到達の効力について、発信主義の適用を受けるためには、現状、日本郵便株式会社の「書留郵便や通常郵便」によることが法令に規定されている場合が多いと思料される(例、特許法第19条)が、提出する手続書類の分量、営業所の遠近を考慮したとき、例えば「ゆうパック」や「書留付宅配便」等にも発信主義の適用を拡大すれば、利用者の利便性が向上すると考える。
6	民間的感覚に欠けている	明日のごはんをどうするか！常に考えながら仕事を進めている中小企業経営者にとって、役所の理念と組織構築の甘さに失望しています。先日も、国民健康保険の手続きに行った際、上司らしき人が担当者の後ろにいて「私も近頃この部署にきたのでよくわからないんです」という発言を聞いて、組織が機能していないことを市民にもぶつけてくる常識のなさに、不安と負担を感じました。配布物は記入用紙などを見ても、記入箇所が多い。
9	文書の保存期間	行政に提出した書類を、米国並みの期間、PDF化して保存して欲しい。ある申請をする為、30年前の申請書が必要と言われ、社内にはなく役所に相談したが、処分してないとの返答があった。しかし、その書類がなければ受理できないと言われ、結果、2年間塩漬け状態に。受理や許可を出した行政で記録はない、でも書式は必要というのは早急に改めて欲しい。
11	行政書士法の理解・運用が官民ともに不十分	①行政機関によっては、行政書士法で依頼を受けた行政書士に代理権が認められているにも関わらず、本人申請のみしか受け付けないなど、法令を無視するような対応が散見される。行政書士機関自体が行政書士法を理解していないこともあり、説明に苦慮することも珍しくない。 ②不動産業者による農地転用届の提出、行政書士無登録である税理士による建設業許可申請(特に事業年度終了届)など、民間においても行政書士法を無視したサービスが散見される。 行政におけるコスト削減においても、行政書士は広く国民の利便に資する制度であり、さらなる行政書士法の厳格な運用を求める。また、その上で、本意見公募の趣旨からずれてしまうかもしれないが、行政書士試験制度をより実務に則した難易度、試験範囲への改正を求める。
18	主力金融機関担当者が活用を嫌がっている。謝金が妥当でない	ミラサポの利用をお願いしても、主力金融機関の担当者が嫌がっており、活用できない状況です。申請に関して、金融機関以外の方法があるといいと思います。 支援の時間と金額が現実的ではありません。他の支援機関でも2時間で万5千円から3万円が一般的です。支援の効果を上げるため、2時間で3万円の謝金設定することをお勧めします。

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

27.全般に関する意見

No.	事項名	意見内容
51	行政にこそ、AI導入を求む。	2-3年ごとに職場が変わるので、変わるたびに1から説明するのは、非常にロスです。そもそも、引き継ぎがスムーズにいくような仕組みになっていません。書類の保管状況も「担当者」によって、異なり、何度も提出を要求された経験もあります。「担当者」によって、解釈の違いだったり、対応の違いだったり、このようなことがあっていいのでしょうか。行政は、季節に応じて、ほぼ毎年同じ手続きがあります。ミスをしたり、「担当者によって異なる対応」があるはずもない職場にもかかわらず、一向に改善されません。このような部署にこそ、優秀なAIをシステムとして導入するのはいかがでしょうか。マイナンバー制度が導入されているのですから、それに伴って必要な書類があれば、メールで通知を出し、メールで返送すれば、輸送費も切手代も、無駄な印刷代、紙代がかかりません。
58	行政庁間の証明書等の電子的交換による原本提出の簡素化	行政庁へ提出する公的な証明書や書類について、行政庁間で電子的に交換、照会が可能になれば、原本提出の手間やコストが低減され、関係者Aが公的証明書等を取得して関係者Bに送付し確認を受けてから手続をする煩雑さも改善される。さらに、諸外国の行政庁との間においても、行政庁が発行する公的な証明書や書類を電子的に交換し、原本は例外的に提出を求めることにより、申請人の負荷が軽減される。特許の分野における優先権証明書の諸外国間電子交換システム(DAS)が参考になるのではなかろうか。
60	縦割り組織の簡素化	事務用機械器具の販売業をしております。毎年(又は隔年)入札指名願いのための書類を用意しておりますが、納税証明書(市税、県民税、法人税、消費税等)の添付がどこの自治体でも必要です。地方自治体それぞれで受付を行うのも無駄ですし、そのたびに資料を作成するのも無駄です。また、納税しているかどうかは、税務署が分かっているはずなので、総務省が協力すればそんなチェックはシステム化できると思います。申告内容に不備があったり、脱税等を行った場合は、すべての機関に通知が行ったり、各地方自治体がぬかりなく各企業の情報を参照できるようにしておけば、企業が用意する事務用書類は限りなく少なく済むと考えます。
61	民間的感覚に欠けている	例えば、複数の手続をする場合には、一回の記入ですべてが完了する仕組みを作ってほしい。
64	同じ(ような)書類を複数箇所に提出させるのを止めてください	法人の立ち上げ時および本店移転時に税務手続きについて国税県税市税に分けて提出させるのは手間ですので止めてください。しかも本店移転時は同じ国税なのに移転前と移転後それぞれに同じ書類を提出させる有様。ありえない。年金事務所も同様。移転先の事務所に提出しようとしたら受理を断られました。マイナンバーも記載はされますがあまり使っていない様子。行政側がもっと積極的に業務プロセスを変えないと国民は使わないと思います。
87	行政書士の仕事全般！全廃すべき！	行政書士の仕事全般は、全く不要！ネットにて本人確認後、フォーマットに記入する形式がなぜできないか？

「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

27.全般に関する意見

No.	事項名	意見内容
93	郵送料の削減	特に年金事務所から、一年を通じて、多数の郵送物が届きますが、大半は不要、あるいはメールで十分、むしろメールの方が効率的に処理できると思います。メールだと100%届いている保証がないといったことを懸念されているとしたら、メールでレスのない人には、メールを再送すればいいと思いますし、その時に郵送するという方法もあります。特に年金事務所からの郵送物に削減すべきと感じますが、事業者、個人にかかわらず、年金事務所以外の他の行政機関の書類にも、ありますので、行政機関全般に対して、見直しすべきだと思います。
117	問い合わせへのワンストップ化をお願いします。	先月、11月、経産省のEPAについてのHPの問い合わせを見てFAXをしましたが、10日たっても連絡が来ず、直接電話にてEPA担当部署に問い合わせたところ外務省に聞いてくださいとのことで困惑しております。問い合わせ内容は、EPA先への法人立ち上げと人材交流についてでした。
132	現状維持	今のままで大丈夫です。
133	規制・行政手続に関する法律の整理整頓	規制・行政手続に係る法律が多いために煩雑となっているので、法律すべてに期限を設定して、旧来の法律は廃止または現状に合わせて改変しないと、ますます煩雑になり、人・コストが無駄になる。
134	窓口事務局の空間縮小と効率化を	役所・法務局支局などよく利用するが、他にもどんな行政窓口に行っても例外なく、従業員の動き、空間配置が緩慢で非効率なことこの上なし。公共料金の支払いを例にとっても、コンビニなら無駄なく10秒で受付から領収まで完了するところを、5分は平気で掛かる。民間に比べて30倍以上の時間が掛かっている事になる。 まず、無駄に広い空間が効率を落としている。スペースを効率化し、空間を縮小するだけでいくらか効率が上がる。次に、効率化の意見箱を設置し、スタッフ自身に考えさせる。そういう制度を作って回すだけで、現場の雰囲気も改善し、効率も改善し、意欲も向上する。各種料金については、コンビニ払いを拡充し、クレジットカードや電子マネー決済に対応するなど、幅を広げるだけで未納を大幅に減らせるはずである。突き詰めれば、省人化、無人化できる部署も多数あるはず。
135	業務日時の拡大	各市区町村役所での手続、税務署など個人が手続をする為には平日のみしか対応していないのが、会社で働いている人間にとっては非常に負担です。仕事の都合上、今の業務時間帯では間にあいません。また安易に有給休暇を取れば言う事は無いのですが、そうでないケースがある為、手続を行いたい、相談したいと思っていても出来ない事が多々あります。希望は土日でも対応出来る様にしてほしいです。それが難しいのであれば、業務時間を22時位まで延長してほしいです。
136	窓口対応の時間	転居、国民健康保険などを市役所などで手続を必要となる場合、平日休みがとれなかったりしたとき、休日の窓口対応で行なわれていないので、仕事を休まなければいけないことがあり支障があります。夜間の窓口対応を行なっているようですが、時間に間に合わない場合もあるので、緊急を要する場合困ることが多いと感じています。民間と同じような良いサービスが必要だと感じています。